

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会 長	中曾根	弘文（自民）	加藤	明良（自民）	小西	洋之（立憲）
幹 事	臼井	正一（自民）	梶原	大介（自民）	田島	麻衣子（立憲）
幹 事	佐藤	正久（自民）	片山	さつき（自民）	福島	みずほ（立憲）
幹 事	中西	祐介（自民）	小林	一大（自民）	水野	素子（立憲）
幹 事	山本	啓介（自民）	古庄	玄知（自民）	伊藤	孝江（公明）
幹 事	若林	洋平（自民）	田中	昌史（自民）	佐々木	さやか（公明）
幹 事	熊谷	裕人（立憲）	中田	宏（自民）	平木	大作（公明）
幹 事	辻元	清美（立憲）	藤木	眞也（自民）	矢倉	克夫（公明）
幹 事	谷合	正明（公明）	松川	るい（自民）	浅田	均（維新）
幹 事	片山	大介（維新）	松下	新平（自民）	柴田	巧（維新）
幹 事	川合	孝典（民主）	山本	佐知子（自民）	松沢	成文（維新）
幹 事	山添	拓（共産）	吉井	章（自民）	上田	清司（民主）
	青山	繁晴（自民）	和田	政宗（自民）	仁比	聡平（共産）
	赤池	誠章（自民）	打越	さく良（立憲）	山本	太郎（れ新）
	衛藤	晟一（自民）	小沢	雅仁（立憲）	高良	鉄美（沖縄）
						（会期終了日 現在）

（１）活動概観

〔調査等の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する考え方について」について1回、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について1回、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について1回、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について1回、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について2回、審査会を開会した。

また、本審査会付託の請願2種類61件は、いずれも審査未了となった。

〔調査の概要〕

4月2日、「憲法に対する考え方について」について、委員相互間において意見の交換が行われ、緊急集会の活動可能期間、同性婚禁止等の憲法と現実のかい離に関する調査審議の必要性、参議院BCPといった実務的な論点を含めた緊急集会をめぐる論点整理の必要性、緊急事態による選挙困難時の議員任期延長条項の必要性、デジタル時代の到来に伴う基本的人権保障のアップデートの必要性、世論調査で示された政治の優先課題と憲法審査

会の運営の在り方、憲法改正議論の前に現行憲法を遵守することの重要性、法の支配の意義と憲法審査会の運営の在り方、合区解消に向けた議論の深化、緊急事態条項及び国会議員の任期延長に係る憲法改正への反対、自衛隊の憲法への明記、国民主権の具現化である国民投票の実施に向けた議論の必要性、立法により具体化されていない憲法的価値をテーマとした議論による議員立法の活性化、令和3年国民投票法改正法附則4条の趣旨、教育充実に係る憲法改正の必要性、今国会の緊急課題である同性婚の法制化、合区と住民の政治参加意欲の減退、憲法違反が主張されながら改正されずにいる法律について調査を行う必要性、緊急集会の活動可能期間に関する憲法54条の連関構造説の不適切性等について、見解が述べられた。

4月16日、「憲法に対する考え方について（参議院の緊急集会について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、緊急集会の権能の範囲及び緊急事態対応のための憲法上の規定の必要性、緊急集会の機能強化と必要な法整備及び選挙制度との連携も含めた運用改善、緊急集会による国会機能代行の民主的正統性、緊急集会の活動可能期間の限界、過去2例の緊急集会開催理由を検証する必要性、議員任期延長による衆議院及び政権の居座りと緊急事態の恒久化、現行憲法遵守の調査の必要性、衆議院議員の任期延長と人の支配、合区制選挙と緊急集会の関係、憲法の日本化の象徴である緊急集会制度、緊急集会の活動可能期間と憲法54条各項間の関係、緊急事態条項の憲法編入の必要性、衆議院議員の任期満了による総選挙時の緊急集会の可否、衆議院の優越を根拠とする緊急集会の権能制限の是非、衆議院議員の任期満了時あるいは緊急事態発生時の緊急集会開会の可否、緊急集会制度の立法趣旨、緊急集会を意識した参議院の業務継続計画の必要性、緊急集会についての暴論に依拠する任期延長改憲の即刻の破棄等について、見解が述べられた。

5月7日、「憲法に対する考え方について（災害時等の選挙制度）」について、総務省から、国会議員の任期、選挙期日を定める憲法及び公職選挙法の規定の概要、繰延投票の制度趣旨及び国政選挙における実施例、災害時の避難者の投票機会確保のための取組、選挙人名簿と災害対策等の説明を聴いた。次に、参考人一般社団法人選挙制度実務研究会会長大泉淳一君から、災害と選挙に関してクラウドなどを活用した選挙人名簿の確保、投票を管理する人員の確保、有権者に対する便宜供与と情報の提供が必要であるとの見解、これまでの災害に係る選挙では選管職員や一部の有権者に少しでも早く代表者を選出するという意識が共有されており、民主主義における選挙の重要性というモチベーションが今後も維持されることを望むとの見解等が述べられた。次に、参考人一般社団法人選挙制度実務研究会理事長・総務省管理執行アドバイザー小島勇人君から、東日本大震災時に川崎市選管事務局が陸前高田市への選挙支援を行うまでの経過等について説明の上、選挙執行事務支援に際しては意識の高い選挙事務にたけた人材の育成、支援する側となり得る全国の市町村選管の組織とマンパワーの充実、市町村選管への技術的助言をする都道府県選管の現場実務に対する理解が必要との見解等が述べられた。これらを踏まえ、政府参考人及び両参考人に対し質疑が行われた。

5月21日、「憲法に対する考え方について（憲法と現実のかい離）」について委員相互間において意見の交換が行われ、合区制度の一刻も早い是正の必要性、国会議員及び憲法審査会の役割として期待される憲法が保障する基本的人権が生かされる平和な社会の実現、

個人の尊厳に関わる憲法的問題と国会の立法不作為、憲法制定時から現在までに時代の変化がもたらした憲法と現実のかい離、デジタル化に対応した基本理念としての個人の尊重のサイバー空間への拡張、同性婚の実現及び選択的夫婦別姓問題、憲法13条及び25条が保障する基本的人権の侵害事例の議論の必要性、憲法の最高法規性と国会の役割、先行した投票結果が繰延投票の結果に与える影響、現行憲法における国家安全保障及び国家緊急事態への対応を定めた条文の欠如、選択的夫婦別姓及び同性婚と国会議員の憲法尊重擁護義務等について、見解が述べられた。

6月4日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について、参考人北九州市立大学法学部准教授山本健人君から、現時点では、インターネット上の偽情報等への対策に決定打はなく、様々な対策を多面的、同時並行的に実施していくほかなく、その検討に当たっては想定される対策の効果及び選挙運動の自由、表現の自由に与える影響を考慮することが必要との見解、基本的な対策の方向性は、偽情報等の量又は接触機会を減らすこと、正確な情報やファクトチェック記事の発信によって偽情報等に対抗する言論を増やすこと、情報受領者のメディアリテラシーやICTリテラシーを高めることであるとの見解、選挙に際しては公職選挙法で虚偽事項公表罪が規定されているところ、国民投票法では国民投票の論点に関する虚偽事項の公表を規律する条項が必要ではないかと考えるが、いかなる事項を虚偽事項として絞り込むかは表現の自由との関係で慎重な検討が必要になるとの見解、独立性を損なわせない形での政府によるファクトチェック機関支援は、検閲的なものではなく、公的助成の文脈で理解されるべきであり、許容されとの見解等が述べられた。次に、参考人日本ファクトチェックセンター編集長古田大輔君から、偽・誤情報に対する対策としてファクトチェックは必要不可欠であるが、これに限らない複合的な対策が必要であるとの見解、公正性に配慮するため新聞・テレビによる報道が減る選挙期間（情報の空白）においてファクトチェックを検索結果上位に表示することが重要であるとの見解、個人の体験・感覚に根ざしたところにナラティブが生まれることによる偽・誤情報の拡散を防ぐには、メディア、ファクトチェック機関、政府への信頼が必要との見解等が述べられた。次に、参考人大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授工藤郁子君から、情報空間のエコシステムの問題も踏まえた偽・誤情報対策の検討が必要であるとの見解、国民投票運動におけるインターネット広告は、表現の自由に最大限配慮しつつ透明化を図ることができるのではないかとの見解、シャープパワーと呼ばれる外国グループによる介入は国家安全保障上の大きなリスクであり、対策が必要であるとの見解、インターネットに関する全般的な問題と国民投票に固有の問題とを区別した議論が望ましいとの見解等が述べられた。これらを踏まえ、各参考人に対し質疑が行われた。

6月18日、「憲法に対する考え方について（国民投票法等について）」について委員相互間において意見の交換が行われ、フェイクニュース等の課題に対する広報協議会の役割、放送広告及びインターネット広告の規制の在り方、広報協議会によるプレバンキングの実施、国民投票の論点に関する虚偽事項の公表を規律する条項の必要性、デジタル時代の人権保障の在り方、悪化を続ける偽情報をめぐる状況の深刻性、広告宣伝活動に関する明確な規制を欠く国民投票法の不備、憲法保障の趣旨等を踏まえた憲法96条「その過半数の賛成」の解釈、果たすべき役割を反映した広報協議会に係る規定の整備、国民投票に対する

外国勢力からの介入、国民投票の実施と令和3年国民投票法改正法附則4条等について、見解が述べられた。

(2) 審査会経過

○令和7年4月2日(水) (第1回)

- 幹事の補欠選任を行った。
- 憲法に対する考え方について意見の交換を行った。

○令和7年4月16日(水) (第2回)

- 憲法に対する考え方について(参議院の緊急集会について)について意見の交換を行った。

○令和7年5月7日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(災害時等の選挙制度)について政府参考人から説明を聴き、次の参考人から意見を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

一般社団法人選挙制度実務研究会会長 大泉淳一君

一般社団法人選挙制度実務研究会理事長、総務省管理執行アドバイザー 小島勇人君

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、小西洋之君(立憲)、矢倉克夫君(公明)、片山大介君(維新)、上田清司君(民主)、山添拓君(共産)、山本太郎君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)、水野素子君(立憲)、柴田巧君(維新)

○令和7年5月21日(水) (第4回)

- 憲法に対する考え方について(憲法と現実のかい離)について意見の交換を行った。

○令和7年6月4日(水) (第5回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

北九州市立大学法学部准教授 山本健人君

日本ファクトチェックセンター編集長 古田大輔君

大阪大学社会技術共創研究センター特任准教授 工藤郁子君

[質疑者]

佐藤正久君(自民)、小沢雅仁君(立憲)、谷合正明君(公明)、片山大介君(維新)、上田清司君(民主)、仁比聡平君(共産)、山本太郎君(れ新)、高良鉄美君(沖縄)、山本啓介君(自民)、柴田巧君(維新)、田島麻衣子君(立憲)

○令和7年6月18日(水) (第6回)

- 憲法に対する考え方について(国民投票法等について)について意見の交換を行った。